

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年(2016年)1月22日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 馬 場 和 子

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成27年11月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
11月4日	人権・福祉交流会館 広野教育集会所 城南小学校 ふたば保育園
11月20日	西中学校 城西小学校 金城幼稚園 金城小学校
11月27日	彦根城博物館 市民課 財政課

書類監査

監 査 期 日	監 査 対 象
11月9日	東保育園 城東小学校 平田小学校 平田幼稚園
11月17日	西保育園 城北小学校 城北幼稚園
11月25日	鳥居本小学校 鳥居本出張所 鳥居本地区公民館 鳥居本中学校

2 監査の方法

各所属とも、平成 27 年度（平成 27 年 9 月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

人権・福祉交流会館における切手の保管が長期間、多額に及ばないように、適切な数量の購入とされたい。

彦根城博物館における高い専門技術を必要とする業務の1者随契による委託料について、他の類似博物館における委託実例を調査して当該金額の妥当性につき検証を行われたい。また、切手の受払簿への記帳は購入後直ちに使用する場合においても、これを行われたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

小中学校、幼稚園、保育園については、すべての学校、園の監査が終了した段階で一括して結果を示すこととする。